

岩手県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 一関市東山町松川字町裏ノ上60の11、字外大久保25の1、113の72、川崎町門崎字石蔵218、213の1・217・219の1・221の1・221の4・221の5・大東町摺沢字間明田118（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、九戸郡軽米町大字軽米第18地割字尾田20の2・76の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字外大久保25の1、字町裏ノ上60の11・字外大久保113の72（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字石蔵218、213の1・219の1・221の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字間明田118、字尾田20の2・76の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林
 - (イ) その他の森林については、主伐にかかる伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 一関市大東町沖田字日向21の7（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに一関市役所及び軽米町役場に備えておいて縦覧に供する。